

情報通信審議会 情報通信技術分科会
I Pネットワーク設備委員会（第35回）
議事要旨（案）

1 日時

平成30年2月8日（木）10時00分～12時00分

2 場所

総務省10階 共用10階会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、会田 容弘、有木 節二、内田 真人、大矢 浩、片山 泰祥、前田 洋一、
松野 敏行、向山 友也、村山 優子、矢入 郁子

（2）プレゼンテーション者

小畑 和則（株式会社NTTドコモ R&D戦略部 技術戦略担当 担当部長）

玉川 憲（株式会社ソラコム 代表取締役社長）

日比 学（京セラコミュニケーションシステム株式会社 LPWAソリューション事業部 LPWA
ソリューション部 副責任者）

永井 直紀（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 ネットワーク基盤事業部門
部長）

（3）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部）

古市 裕久（電気通信事業部長）、荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、

鳥居 秀行（電気通信技術システム課認証分析官）、松井 正幸（安全・信頼性対策室企画官）、

道方 孝志（電気通信技術システム課課長補佐）

4 議事

（1）IoTサービスの進展と課題等について

NTTドコモ、ソラコム、京セラコミュニケーションシステム及びソニーネットワークコミュニケーションズより、それぞれの説明資料に基づき説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○LPWAサービスを含む様々なIoTサービスの技術基準等については、従来の枠組みを前提に考えるのではなく、サービスの実態やユーザーニーズにあった区分や要件を検討するべき。

→バーチャルキャリアが提供する役務は、MVNOとなる区間もあれば、利用者により回線が共有される区間もある。また、専用線的に役務が提供される一方で、クラウドにもつながる役務区間があるので、注目する区間により基準の考え方が変わってくる。

→様々な事業者が接続してネットワークを構成しているため、区間毎やレイヤ毎のセキュリティの脅威についても整理する必要があると考える。

→IoTデバイスにより求められるセキュリティレベルが異なるため、IoTデバイスの持つセキュリ

ティレベルがどの程度か、こういった用途に向いているか、事業者からユーザーへ発信することが必要であるとする。また、セキュリティオプションの選択肢を提供することも必要と考える。

○LPWA 端末の故障等はどのように感知するのか。

→LPWA 端末が定期的に送信を行うようにしており、送信されなくなった場合はネットワーク側でアラートとなる仕組みを用意しているため、LPWA 端末が故障等した場合の検知は可能である。

○LPWA サービスについて、重大な事故の報告基準について緩和の提案があったが、具体的な数値のイメージはあるか。

→LPWA サービスの通信頻度等を踏まえ、重大事故に該当する役務停止の時間の基準としては、6時間～24時間といったレベルが考えられるのではないかと。

→重大事故に関する報告基準のうち、役務停止による影響利用者数の基準については利用者数が契約者数であれば現状のままで良いが、通信頻度等を踏まえると役務停止の時間の基準については議論が必要と考える。

→利用者数や時間といった基準ではなく、サーバ等のコアネットワークの故障等が発生した際に報告を求めるのが良いのではないかと。

○LPWA サービスのようなアンライセンスバンドを利用するサービスについて、外部原因による通信障害と設備故障等による事故をどのように線引きすべきか、検討が必要と考える。

(3) その他

事務局より、次回会合の日程についてについて説明があった。

以上